

I 輸出物品販売場制度の概要等

1 輸出物品販売場制度の概要

(輸出物品販売場制度の概要)

問1 輸出物品販売場制度の概要を教えてください。

【答】

「輸出物品販売場制度」とは、輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者（問3参照）に対して、その輸出物品販売場において、免税対象物品（問6、7参照）を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です（消法8①、消令18①②③）。

なお、輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります（消法8⑦、消令18の2①）。

(輸出物品販売場の種類)

問2 輸出物品販売場には、どのような種類がありますか。

【答】

輸出物品販売場には、次の種類があります。

① 一般型輸出物品販売場

輸出物品販売場を経営する事業者が、その販売場においてのみ免税販売を行う輸出物品販売場をいいます（消令18の2②一）。

② 手続委託型輸出物品販売場

輸出物品販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が、免税販売手続を代理して行う輸出物品販売場をいいます（消令18の2②二）。

③ 自動販売機型輸出物品販売場

一定の基準を満たす自動販売機によってのみ免税販売手続が行われる輸出物品販売場をいいます（消令18の2②三）。

また、7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者が、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ける等一定の要件を満たす場合に、免税販売を行うことができる臨時販売場制度があります（消法8⑨⑩）。臨時販売場制度の詳細は、問115～131をご参照ください。